

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第31号)」について

【公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1】

～特定都市河川浸水被害対策法関係～ 【施行:R3.11.1】



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「流域治水プロジェクト」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
〔国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による流域治水を更に拡充

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

(1)特定都市河川浸水被害対策法、(2)河川法、(3)下水道法、(4)水防法、(5)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、(6)都市計画法、(7)防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、(8)都市緑地法、(9)建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】	3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】
<ul style="list-style-type: none">◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大<ul style="list-style-type: none">- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実<ul style="list-style-type: none">- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施	<ul style="list-style-type: none">◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫<ul style="list-style-type: none">- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化
2. 汚濁をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】	4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】
<ul style="list-style-type: none">◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)<ul style="list-style-type: none">- 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止◆ 流域における雨水貯留対策の強化<ul style="list-style-type: none">- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援	<ul style="list-style-type: none">- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保- 國土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現
【KPI】○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

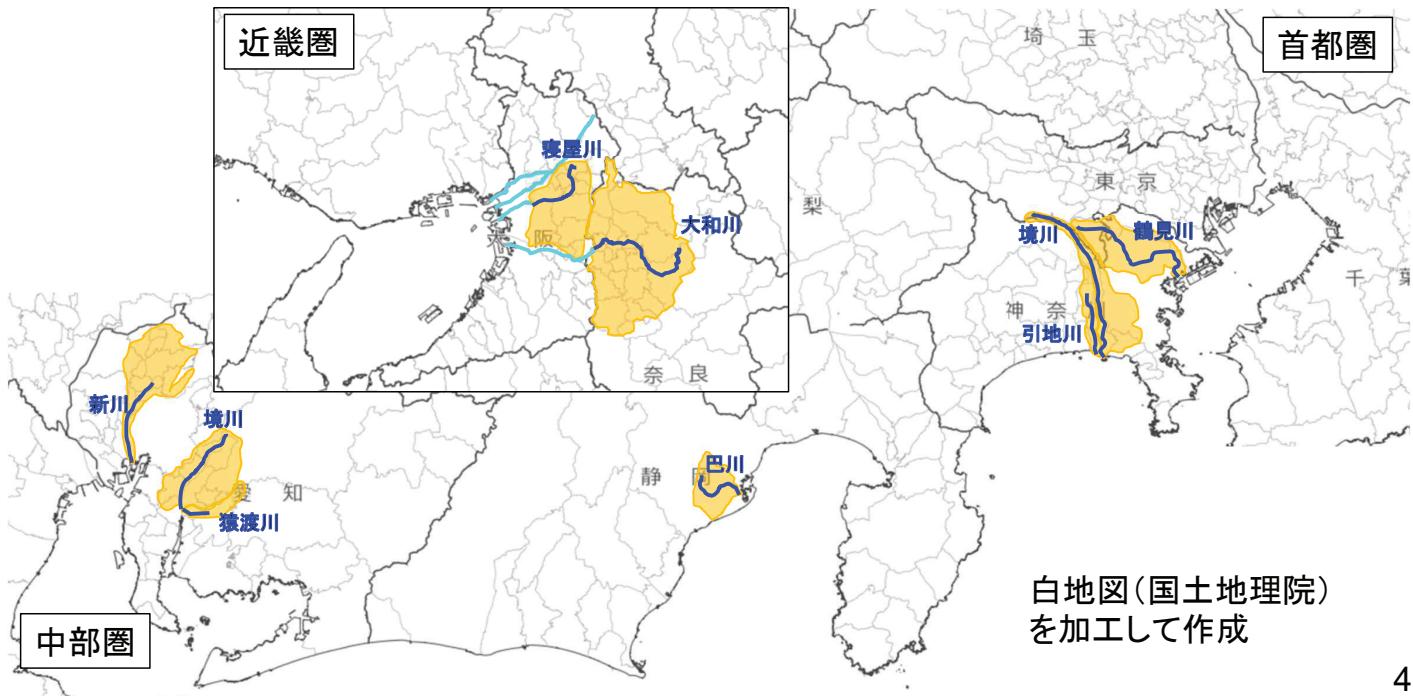
「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

6ヶ月以内施行

(参考) 特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川**を指定
- 令和3年12月末現在、**9水系82河川**が指定されている。

<特定都市河川の一覧>



4

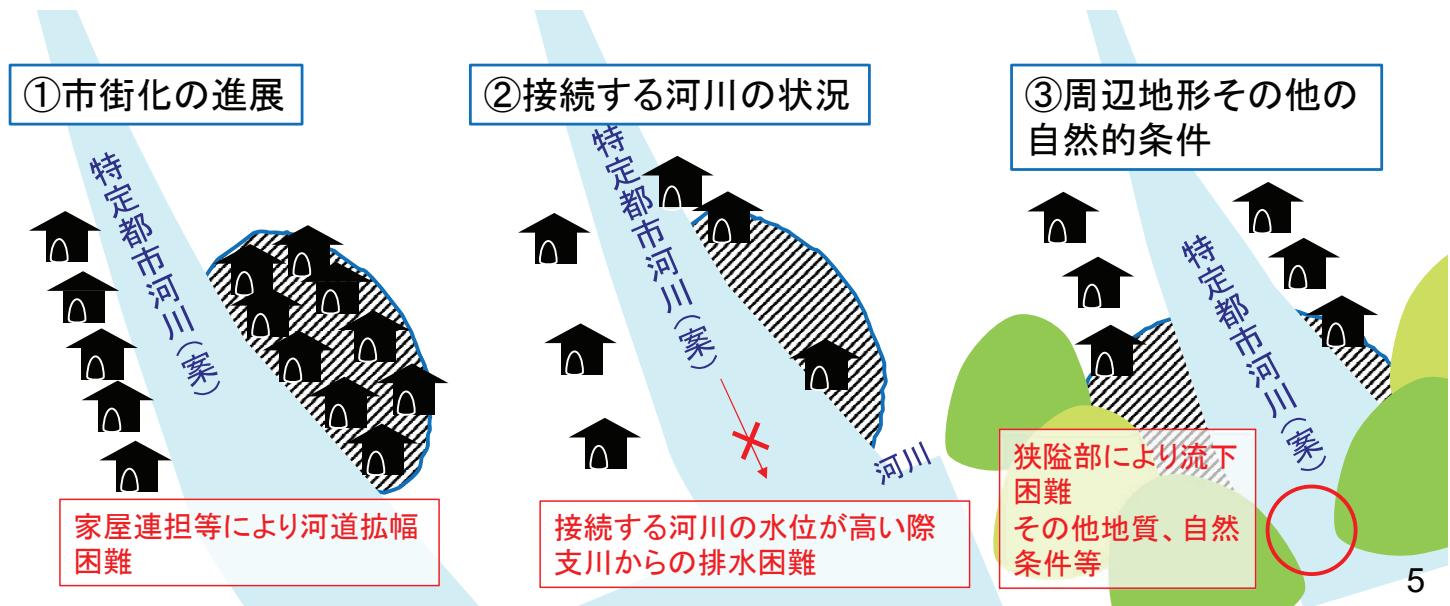
特定都市河川の指定要件の見直し

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の**自然的条件等の理由**により**浸水被害防止が困難な河川**において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。^{(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川}
- これらの河川についても**特定都市河川法の指定対象**とし、流域一体となった**浸水被害対策**を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)



5

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、認定雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等、流域一体となつた浸水被害の防止のための対策を推進。



6

雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地
(流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野（草地）】
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

「宅地等」に含まれる土地
(流出係数 大)

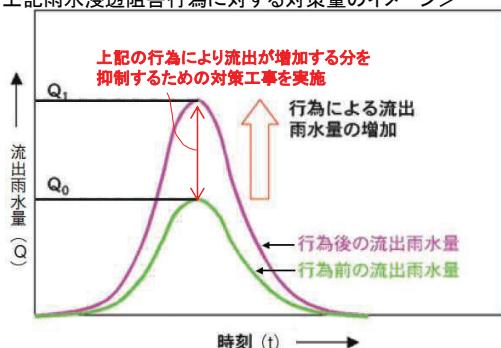
【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変

3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置

4) ローラー等により土地を締め固める行為

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>



<対策工事の事例: 建物の地下に雨水貯留施設を設置>



7

保全調整池の指定等

- 一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。
※都道府県等の条例で引き下げ可能。
- 流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

* 雨水浸透阻害行為と同様に
標識を設置する

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

(4) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

8

流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。



【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に**雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等)、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け**
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する**「流域水害対策協議会」制度**を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

9

流域水害対策計画の拡充

- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域内の都道府県及び市町村の長、特定都市下水道の下水道管理者は、共同して流域水害対策計画を定めなければならない。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

【流域水害対策計画に記載する事項】※ 下表内の下線部は改正による変更・追加事項

現行法	改正法
一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	一 <u>計画期間</u>
二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
三 特定都市河川の整備に関する事項	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	四 <u>前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)</u>
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	五 特定都市河川の整備に関する事項
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	八 特定都市河川流域において <u>河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他</u> 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	九 <u>雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項</u>
	十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
	十一 <u>第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項</u>
	十二 <u>貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</u>
	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
	十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

10

地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

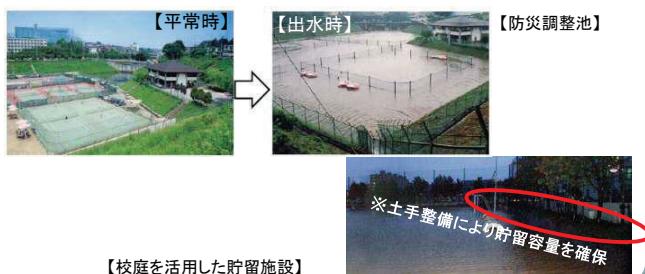
流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

- 【主体】 地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)
【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定
【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】

- (計画への記載事項)
・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等



- (認定の効果)
・国又は地方公共団体による費用補助
・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

11

(参考) 地方公共団体や認定事業者による雨水貯留浸透施設整備への支援制度

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)



関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
[補助率等] 現行	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等 1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度~)	河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備	地方公共団体への補助 1/2 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設	認定事業者への補助 1/2 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

:法定補助対象 12

(参考) 雨水貯留浸透施設について

<雨水貯留浸透施設の例>

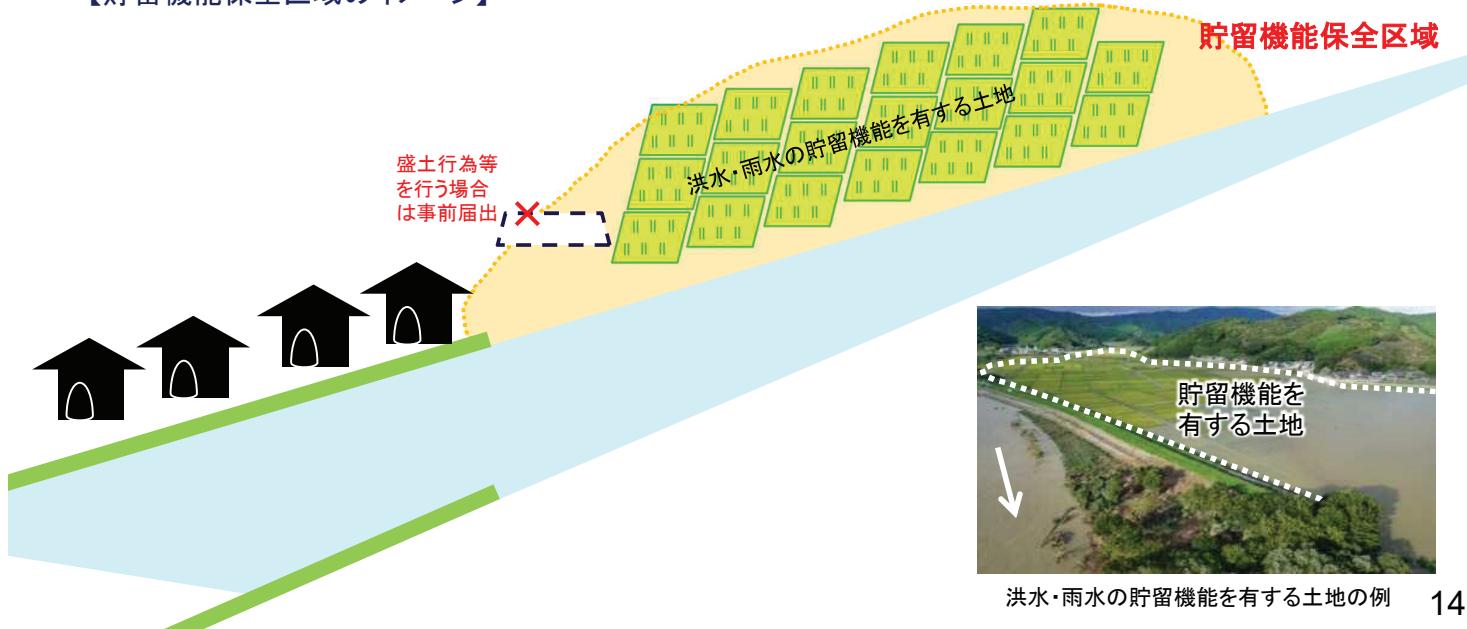


13

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出なければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】

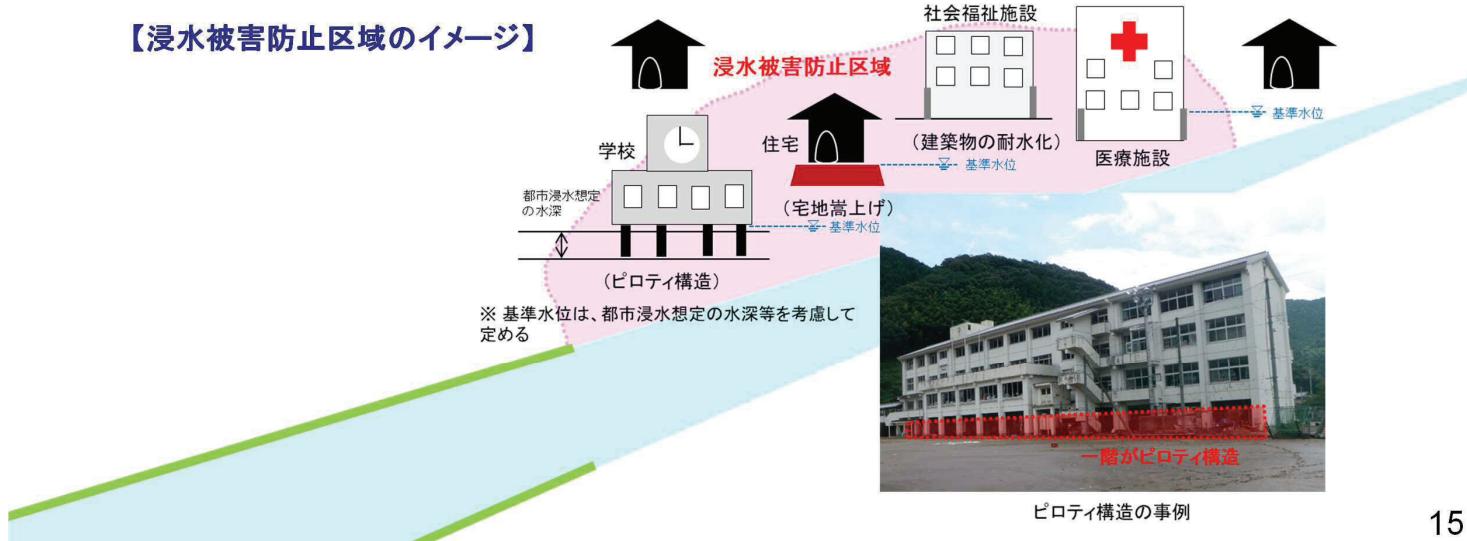


洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例 14

浸水被害防止区域制度の創設

- 高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。
- 開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



ビルティ構造の事例